

社会福祉法人名張育成会 行動計画(次世代育成支援対策推進法)

職員がその能力を十分に発揮できるよう、仕事と子育てをはじめとした家庭生活との両立を支援し、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和10年3月31日までの2年間

2. 内容

目標1:計画期間中に、男性労働者の育児休業等取得率30%以上とする。

<対策>

- ・令和8年4月～ 配偶者の妊娠・出産申出があった男性職員に対し、育児休業制度等の個別周知及び取得意向確認を実施する。
- ・令和8年4月～ 所属長に対し、対象職員が生じた場合の業務調整方法に関する周知を行う。
- ・令和8年7月～ 男性育休の取得実績を管理職会議で定期的に共有する。

目標2:全職員の有給休暇取得率70%以上とする。

<対策>

これまでの有給休暇取得実績(令和6年度63.1%、令和7年度65.4%)を踏まえ、以下の対策を行う。

- ・令和8年4月～ 部署別及び個人別の年次有給休暇取得状況を毎月把握する。
- ・令和8年6月～ 取得率の低い職員に対し、所属長が取得勧奨を行う。
- ・令和8年6月～ 半日単位及び時間単位年休制度の利用促進を図る。
- ・令和8年10月～ 計画的取得の取組を各部署で実施する。

目標3:フルタイム職員1人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数を20時間未満とする。

<対策>

- ・令和8年4月～ 月次で時間外・休日労働の実績を把握し、超過傾向のある部署を管理職会議で共有する。
- ・令和8年12月～業務のDX化・効率化を図り、時間外労働の削減に努める。

以上